

立川市成果連動型特定健康診査受診率向上事業業務委託成果水準書

1. 件名

立川市成果連動型特定健康診査受診率向上事業業務委託

2. 背景・目的

立川市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診率の令和5年度目標値を60%としている。しかしながら、実績と目標値の乖離が著しく、多摩地域の他の自治体を比較しても最下位に位置している。特定健診の目的であるメタボリックシンドロームの早期発見による生活習慣病の予防を推進していくことで、将来的な医療費増大を抑制するため、成果連動型民間委託契約方式（以下、「PFS方式」という。）を採用し、民間事業者による効果的な事業手法を取り入れることによって、特定健康診査の受診率向上を図る。

3. 業務期間

業務期間は、契約締結の日から令和6年9月30日までとする。

4. 業務内容

本業務は、成果連動型民間委託契約の手法を活用することから、受託者は提案内容に基づき、市と協議の上、業務内容の詳細を定めて実施することとする。

提案内容の前提は以下のとおり

(1) 対象者のデータ分析を行う。

健診結果、医療機関受診歴等に基づき、対象者情報を分析、属性や健康意識等により複数にグループ化する。

(2) (1)の分析結果に応じた文書等による受診勧奨を行う。

① ナッジ理論、マーケティング等を活用し、科学的根拠に基づき対象者の行動変容を促す通知・周知方法等をデザインする。

② 勧奨の回数は、市と事業者との協議による。勧奨の回数は、未受診者へ1回以上行うことを想定している。なお、委託料として10.「支払い条件」の固定部分の支払い上限金額については、当該勧奨に係る通知等を考慮して設定している。ただし、(1)のデータ分析の結果、勧奨しなくとも受診することが相当程度見込まれると判断できる対象者に対する勧奨は、協議により勧奨を実施しないこともできる。なお、勧奨方法については、はがきや電話、ショートメールサービス等の手段を問わず、事業者からの提案を受けた内容に基づき、協議により決定する。はがきなどの郵送で実施する場合は、デザインの種類ごとにサ

ンプル2部を市へ提出すること。また、市では対象者すべての電話番号を把握しているものではないことに留意すること。

(留意事項)

「5. 介入対象者」のうち約5,000人分(うち携帯電話約1,500件)を把握、電子データ化している。また、市で保管している特定健診の結果票に電話番号欄があり、おおむね記載がある状況である(電子データ化はしていないので留意すること)。

(3) 実施結果の報告、次年度に向けた提案を行う。

実施報告書は令和6年4月末日までに、実績報告書は令和6年9月末日までに市に提出する。また、実績報告書には、実施結果を踏まえた次年度以降に実施すべき有効な施策に関する項目を設けて提案を行うこと。

5. 介入対象者

立川市国民健康保険に加入する40～74歳を対象とする。

(参考：令和3年度受診率等)

対象者数：27,022人(男：12,915人、女：14,107人)

受診者数/受診率：9,380人 / 34.7%

【内訳(男女別)】

男：3,894人 / 30.2%

女：5,486人 / 38.9%

【内訳(年代別)】

40歳代：785人 / 16.7%

50歳代：1,184人 / 23.8%

60歳代：2,956人 / 35.0%

70歳代：4,455人 / 45.4%

6. 提供データ

本市は、業務の委託にあたり次のデータ等を提供する。

(1) 対象となる被保険者情報データ

対象者の郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別、宛名番号、被保険者証番号等を含むデータ(例：KDBシステムより出力する被保険者管理台帳等のCSVファイル)

(2) 特定健診受診歴データ

対象者の特定健診受診歴を示すデータ(例：特定健診データ管理システムより出力するFKAC165・FKAC167等のCSVファイル)

(3) 特定健診受診券作成用データ

当該年度4月1日時点での対象者の郵便番号、住所、氏名、生年月日、受診券整理番号等を含むデータ

(4) その他

本業務実施の上で必要なデータで提供が可能なものについては、協議の上、提供する。

7. 報告・連絡

受託者は業務の実施にあたり、次のとおり報告および打ち合わせを行う。

(1) 業務の実施報告書及び実績報告書の作成

実施報告書及び実績報告書の作成に当たり、その内容については、市と協議して決定する。

(2) 打合わせ会等の実施・参加

委託業務の開始にあたり、委託業務の詳細を決定する打合わせ会を実施すること。

事業開始後も2～3か月に1度、介入対象者数・介入内容について報告する機会を設けること。打合わせ会等の場所や日時、方法については、市及び受託者が協議の上で決定する。

8. 支払方法

支払いは、固定費分と成果連動費分の2回に分けて行う。なお、成果連動費分支払時期は、受診勧奨等介入年度の受診率が次年度に確定する関係上、支払いが年度を跨ぐ点に留意すること。固定費分の支払いは、市に提出する業務実施報告書の提出後に市から支払いを行う。成果連動費分の支払いは、実績報告書の提出後に市が確定した受診率等の確認をし、支払いを行う。その際、市から最終成果値及び成果連動費確定額を民間事業者に事前に通知する。

支払い時期の目安 固定費分：令和6年5月頃 成果連動費分：令和6年10月頃

9. 成果指標及び成果連動費設定額

本事業における成果を評価する指標は、対象者全体の受診率（40歳～74歳の受診率）として、下記のとおり設定すること。なお、成果連動費は消費税等を含む。

受診率	成果連動費（円）
34.5未満	0
34.5%以上 35.0%未満	304,000
35.0%以上 35.5%未満	603,000
35.5%以上 36.5%未満	908,000
36.5%以上 37.5%未満	1,516,000
37.5%以上 38.5%未満	2,119,000
38.5%以上 39.5%未満	2,723,000
39.5%以上 40.0%未満	3,331,000
40.0%以上	3,630,000

(参考) 直近の受診率

	H28	H29	H30	H31	R2	R3
40歳以上75歳未満被保険者数 (4月1日時点)	31,903	30,238	29,048	28,002	27,271	27,022
特定健診受診者	12,084	11,121	10,928	9,651	9,339	9,380
受診率(成果指標)	37.9%	36.8%	37.6%	34.5%	34.2%	34.7%

10. 支払条件（評価方法）

支払上限金額（税込）は、以下のとおりとする。なお、固定費分は提案に応じて上限値より低い金額で設定することができる。

令和5年度	固定費分	6,050,000円	成果連動費分	0円
令和6年度	固定費分	0円	成果連動費分	3,630,000円

11. 成果評価方法

令和5年度特定健診受診率で評価する。成果評価については、法定報告値ではなく、市が行政評価に用いる値（受診率＝当該年度内受診者数※／当該年度4月1日現在対象者数）をもとに成果値を算出する（令和6年8月上旬予定）。なお、受診率は、小数点第2位を四捨五入する。

ただし、新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生、大規模災害の発生等により、特定健診の受診率に大きな影響があると判断された際は、成果値を決定する上で考慮する値の設定の可否を市と受託者で協議する。

※当該年度内受診者数は、令和5年度内に特定健康診査を受診した人数とする。（人間ドック等の受診者は加味しない）

12. 納品物

- (1) 実施報告書 カラー印刷 2部及びデータファイル (word形式)
- (2) 実績報告書及び提案書
実績報告及び提案事項を1冊にまとめてカラー印刷で2部、データファイル (word形式) も納品すること。

13. その他の特記事項

- (1) 本事業の実施に係る経費については、すべて受託者負担とする。
- (2) 受託者は市が要請する緊急の連絡や協議には、実務上可能な限り迅速に対処すること。
- (3) その他、本成果水準書に定めのない事項については、市及び受託者が協議して定める。